

一般財団法人日本看護学教育評価機構

倫理規則

2019年12月6日

規程第14号

(目的)

第1条 一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）は、看護学教育評価に従事する者が、看護系大学の教育・研究の質の改善・向上に貢献することを使命とし、公正かつ誠実に評価事業を行うよう、ここに倫理規則を定める。

(適用対象者)

第2条 この規則を適用する機構の看護学教育評価に従事する者は次の通りとする。

- (1) 評価チームの評価員
- (2) 看護学教育評価に従事するすべての委員会の委員
- (3) 事務局職員
- (4) 理事・監事

(利害関係者)

第3条 この規則において「利害関係者」とは、看護学の分野別評価を申請、または申請を予定している看護系大学の役員、専任教員、および職員をいう。

(倫理の基準)

第4条 看護学教育評価に従事する者は、機構の看護学教育評価事業を公正かつ誠実に遂行するために、次の各号に掲げる倫理の基準を遵守して行動しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いに伴う個人の権利や利益の保護に努めなければならない。
- (2) 利害関係者から贈与等を受けるなどの社会からの疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (3) 評価事業において収集した情報は、看護学教育評価以外の目的に使用してはならない。
- (4) 常に公私を区別し、評価に関する活動や地位を私的利益のために用いてはならない。

(守秘義務)

第5条 看護学教育評価に従事する者は、以下の各号に掲げる事項についていかなる情報も他へ漏らしてはいけない。

- (1) 看護学教育評価を受審する大学（以下、「受審校」という）の評価員であること。
- (2) 受審校の評価活動を通して得られた情報

- (3) 受審校の関係者の個人情報
  - (4) 受審校の評価活動を通して得られた他の評価員の個人情報
  - (5) その他、総合評価部会で必要とされる事項
- 2 この守秘義務は、評価事業終了後においても継続するものとする。

(情報の管理)

第6条 看護学教育評価に従事する者は、評価の過程で知り得た受審校から提出された資料および情報、他の評価員の個人情報を厳重に管理すること。

- 2 受審校に関する資料は、評価終了後に速やかに機構事務局に返却しなければならない。
- 3 評価員は、評価の過程で記録した会議議事録や評価員や事務局との間で取り交わした電子メールを含む書簡を受審校の評価終了後に破棄する。
- 4 機構は、受審校が提出した諸資料について、保存する必要のあるもの以外は、外部に漏れることがないように適切な方法で処分する。

(講演等に関する規制)

第7条 機構の評価事業や活動に関する講演・執筆等の依頼は、機構が受けるものとし、理事会の議を経て決定する。看護学教育評価に従事する者は個人的立場で引き受けてはならない。

(改正)

第8条 この規則の改正は、理事会の決議により行う。

附則

1. この規則は、2019年12月6日から施行する。
2. 守秘義務に関する規程は、本規則に統合するため、2019年12月6日に廃止する。